

東京都立墨田川高等学校学校運営連絡協議会設置要綱

第1 (名称)

この会の名称を「東京都立墨田川高等学校学校運営連絡協議会」（以下、「学校運営連絡協議会」という）とする。

第2 (目的)

進学重視型単位制高校である本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 (所掌事項)

学校運営連絡協議会は、教育活動の観察を通して日常の教育活動を把握し、学校運営、学校評価等について意見交換及び協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 (組織)

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する、有識者1名、同窓会代表2名、近隣中学校長1名、地域有識者2名、保護者代表2名とする。

内部委員は、校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭（教務主任、生活指導主任、進路指導主任及び総務主任を兼ねる者、ただし主任教諭が主任に任じられている場合は当該主任教諭）の7名とする。

2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は当該年度4月1日から3月31日までとする。

第6 (役員)

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

2 会長は校長とする。

3 副会長、評価委員会委員長、事務局長は校長が選任する。

第7 (会の開催回数、開催時期)

学校運営連絡協議会は6月、12月、3月の年3回開催とする。

第8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第9 (事務局)

東京都立墨田川高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局には事務局長を置き、総務主任をもって充てる。

第10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。